

令和6年8月29日 開会

令和6年8月29日 閉会

鳥栖地区広域市町村圏組合議会 令和6年8月定例会 会議録

鳥栖地区広域市町村圏組合

1 出席議員氏名

議 長 松 隈 清 之

副議長 大 川 隆 城

議 員 成 富 牧 男

議 員 樋 口 伸一郎

議 員 和 田 晴 美

議 員 田 村 弘 子

議 員 牧 瀬 昭 子

議 員 重 松 一 徳

議 員 工 藤 絵美子

議 員 平 野 達 矢

議 員 目 野 さとみ

議 員 武 田 光 邦

議 員 寺 崎 太 彦

2 欠席議員氏名

3 地方自治法第121条による説明職員氏名

管理者	向 門 慶 人
副管理者	松 田 一 也
事務局長兼総務課長	久 保 雅 稔
介護保険課長	槇 浩 喜
総務課長補佐兼収納対策室長 兼介護保険料係長	石 井 哲 也
介護保険課長補佐兼地域支援係長	鮎 川 タカ子
給付係長	永 井 英 子
総務係長	城 島 直 也

4 議事日程

日程 番号	議案 番号	件 名	摘 要
1		会期決定	
2		会議録署名議員指名	
3		諸報告	
4		管理者提案理由説明	
5	9	鳥栖地区広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する 条例	提案理由説明 質疑討論採択
6	1 0	鳥栖地区広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	〃
7	1 1	令和 6 年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算 (第 1 号)	〃
8	1 2	令和 6 年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計 補正予算 (第 1 号)	〃
9	1 3	令和 5 年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定	〃
1 0	1 4	令和 5 年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計 決算認定	〃

(1 3 : 3 0 開会)

松隈議長

本日、鳥栖地区広域市町村圏組合告示第 7 9 9 号におきまして、本組合の定例会が招集されました。

ただいまの出席議員は 1 3 名であります。

よって定足数に達しておりますので本日の議会は成立いたしました。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第 1、会期の件を議題といたします。

会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日間と決定いたしました。

松隈議長

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第 9 4 条の規定により、議長において、成富牧男議員並びに工藤絵美子議員を指名いたします。

松隈議長

日程第 3、諸報告につきましては、事前に配付いたしておりますので、報告に代えさせていただきます。

松隈議長

日程第 4、管理者提案理由の説明を求めます。

向門管理者

議長。

松隈議長

向門管理者。

向門管理者

みなさんこんにちは。

台風の接近中、大変お足元の悪い中にご参集賜りありがとうございます。

それでは早速、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、令和6年8月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしまして、令和6年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算、令和5年度一般会計及び介護保険特別会計決算認定など6議案について、ご審議をお願いすることといたしております。

本組合の介護保険を取り巻く状況について申し上げますと、令和6年6月末現在、人口は、12万7,536人で、このうち、65歳以上の人口は、3万5,018人となっており、高齢化率は27.46%となっております。

本組合における要介護認定者数につきましては、6,097人、前年同月比で171人、率にして2.9%の増となっております。

また、要介護認定者の認定者率は約17.2%、前年同月比で、0.2%の増となっております。

今年度は、第9期介護保険事業計画の初年度となります。

介護保険を取り巻く環境は、年々厳しさを増しておりますが、第9介護保険事業計画に基づき、給付適正化や介護予防事業の充実などを図り、介護保険事業の適正かつ安定的な運営に努めてまいり所存でございます。

それでは、提案いたしました議案の概要を申し上げます。

令和6年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算につきましては、令和5年度決算に伴う国、県、各構成市町への返還金、基金への積立金などを計上いたしております。

次に、令和5年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額1億271万793円、歳出総額1億240万2,820円となっており、歳入歳出差引額は30万7,973円となっております。

また、令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額106億4,887万7,440円、歳出総額101億6,432万9,300円となっており、歳入歳入歳出差引額は4億8,454万8,140円となっております。

その他の議案につきましては、提案理由を記述しておりますので、説明を省略いたします。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

松隈議長

はい、ありがとうございました。

日程第5、議案第9号、鳥栖地区広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

ただいま議題となりました議案第9号、鳥栖地区広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和6年8月組合議会定例会議案の2ページから4ページ及び議案参考資料の1ページから2ページをお願いいたします。

本条例は、介護予防支援事業所である地域包括支援センターが行っている要支援1・2の認定者のケアマネジメントについて、令和6年度の介護保険法改正により、指定居宅介護支援事業所も介護予防支援事業所の指定を受けることが可能となったため、審査手数料について定めるものでございます。

同一事業所が、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所の2つの事業を同時に申請、または更新する際に、審査に必要な事務の大部分が共通している場合は、手数料負担の軽減を図るものとなっております。

なお、本条例につきましては、公布日を施行日としております。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈議長

はい。説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第 9 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 9 号、鳥栖地区広域市町村圏組合手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第 6、議案第 10 号、鳥栖地区広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

ただいま議題となりました、議案第 10 号、鳥栖地区広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

令和 6 年 8 月組合議会定例会議案の 5 ページから 6 ページ及び議案参考資料の 5 ページから 8 ページをお願いいたします。

本条例は、令和 6 年 4 月 1 日より、介護保険法施行規則が改正され、介護保険法施行規則第 140 条の 6 第 1 号に規定する、地域包括支援センターの職員に係る基準及

び当該職員の人数に関する基準について、人材確保が困難になっている現状を踏まえ、見直しが行われたことにより、本組合において定めている基準を改正するものでございます。

改正の１点目は、地域包括支援センターの職員について、これまで保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種は、原則、常勤職員を１名以上雇用する必要がありましたが、改正により、非常勤職員の複数名による勤務により、常勤職員１名以上の勤務時間を満たすことで常勤として換算するものでございます。

２点目は、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する地域を１つの圏域として、第１号被保険者数の合計数に応じた数の常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することをもって、配置基準を満たすことができるものでございます。

なお、本条例につきましては、公布日を施行日としております。

以上、議案第１０号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

はい、この議案はですね、説明の中にもあったように、非常勤職員でも勤務時間を満たせばいいとか、基本的に基準を緩和するっていう内容になっていると思うんですね。

それでやっぱり心配するのは、質の低下の問題なんですけど、そのところはどうか、説明を求めます。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターの職員基準の緩和につきましては、いずれの場合においても、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合、または効果的な運営に資すると認める場合という条件が付されております。

地域包括支援センター運営協議会は、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員の医療介護職、保健福祉事務所、社会福祉協議会の行政職、学識経験者、区長連合会、老人クラブ連合会、民生委員児童員連絡協議会の地域団体及び住民代表から構成される組織であり、地域包括支援センターの設置、運営及び評価、職員の確保、その他の地域包括ケアに関することについて協議を行う場でございます。

本組合といたしましては、この条例改正が、地域包括支援センターの質の低下に繋がらないよう、緩和した基準による職員配置の申し出があった場合には、地域包括支援センター運営協議会におけるご議論も踏まえ、適切に対応して参りたいと考えております。

以上お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

今のお答えで、歯止めというか、いわゆる地域包括支援センター運営協議会が認める場合っていうのが、効果的な運営に資する場合とかの条件があるんですよということですけども。

さっき言われたように、人材の確保が困難なんでっていうことを言われたと思いま

すが、これを言われて、わかっていると言われそうだけでも、本来は、やはり人員、人材が確保できるような思い切った処遇改善、多分それはもう一番、皆さん方が感じておられることだと思いますが、やはり、またこれから先ですよ、次の事業計画に向けて、それこそ機会をとらえて、国に言っていくということをやっていただきたいなと思います。

本来は、もともと、これが正しいということでやってるわけですから、それをそういうふうに緩和するというのはやっぱどこかひずみが出てくる。

以上です。

松隈議長

他にございますか。

重松議員

はい。

松隈議長

重松議員。

重松議員

今、成富議員から質問があったことですが、もし、鳥栖三養基地区管内の地域包括支援センターの中で、実際に、この条例改正を受けて、職員の見直しをしていくとか、あと、また、広域的に、例えば基山地区の地域包括支援センターが、鳥栖地区の一部と一緒にやっていくとか、そういうふうな案が今現在あるのかというのと、もしそういうふうになった場合にですね、議会にも当然報告等があるのか、この点について質問いたします。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

槇介護保険課長

地域包括支援センターにつきましては、現在５年単位で見直しをするという形で対応しておりまして、今年度、公募をする形となっております。

現在は、この条例にかかることは、今のところ想定してございません。

そして、現状、公募をしておりますけれども、その結果、こういった改正にかかる部分については、ある場合、ない場合とございますけれども、地域包括支援センターについての報告等は行っています。

以上、お答えとさせていただきます。

松隈議長

他にございますか。

工藤議員

はい。

松隈議長

工藤議員。

工藤議員

先ほど成富議員がおっしゃられたように、人材不足ということでこちらの件もあがってたんですけども、１９００年代の後半ぐらいから看護大学が全国的にできまして、その当時、大学に通ってた学生は、ほとんどの方が保健師の資格を持っています。

ちょうどその方たちが、４０代から５０代になられ、子育ても少し一段落するような年代の方が保健師としてたくさん潜在しておられると思います。

ですので、実は、人材はいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、やはりその質の低下にならないように、やっぱり報酬の改定であるなど、そのあたりが変わってくると優秀な人材も集まるんじゃないかなと思いますので、ちょっとご検討お願いいたします。

松隈議長

ご意見だけですか。

工藤議員

はい。意見だけです。

松隈議長

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

はい、では質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、鳥栖地区広域市町村圏組合包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第7、議案第11号、令和6年度鳥栖市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

ただいま議題となりました、議案第11号、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合

一般会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

令和６年度予算関係議案書の１ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、令和５年度決算に伴うもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３０万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ８，７４６万５，０００円とするものでございます。

詳細につきましては、１２ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

歳入補正額の、款５繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金、３０万７，０００円は、一般会計の決算に伴う繰越金として、計上いたしております。

１３ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、決算に伴う構成団体への負担金の返還金として、款１運営費、項１運営費、目１運営費、節２２償還金利子及び割引料、３０万７，０００円を計上しております。

なお、各構成団体への返還額につきましては、右側の説明欄のとおりでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第１１号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号、令和 6 年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第 8、議案第 12 号、令和 6 年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

ただいま議題となりました、議案第 12 号、令和 6 年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

令和 6 年度予算関係議案書の 5 ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和 5 年度決算に伴う繰越金の整理が主なものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 億 8,454 万 7,000 円を追加し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ 111 億 5,076 万 8,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、18 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

款 9 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金、4 億 8,454 万 7,000 円につきましては、令和 5 年度決算に伴い、計上するものです。

19 ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金、節 2 4 積立金、1 億 3,983 万 3,000 円につきましては、令和 5 年度の決算による繰越金の整理に伴う、介護保険料余剰分の基金への積立を計上しております。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金、節 2 2 償還金利子及び割引料、3 億 4,471 万 4,000 円につきましては、令和 5 年度の決算による繰越

金の整理に伴う、構成団体への負担金返還金及び国庫支出金等返還金を計上しております。

内訳につきましては、備考欄に記載をいたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第9、議案第13号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

議案第13号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算についてご説明いたします。

お手元の配付資料、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合歳入歳出決算書の1ページと2ページをお願いいたします。

令和5年度の本組合の歳入歳出決算会計別総括表でございます。

2ページの表の上段、一般会計収入済額は、1億271万793円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

支出済額は、1億240万2,820円で、執行率99.7%、不用額30万8,180円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出決算書です。款別の歳入、歳出額並びに歳入歳出差引額を記載しております。

歳入歳出差引額は30万7,973円となっており、全額が令和6年度への繰越金となっております。

続きまして、27ページ、28ページをお願いいたします。

歳入歳出の主なものについて、事項別明細書でご説明させていただきます。

歳入の、款1分担金及び負担金につきまして、節1運営費負担金は、主に議会運営などの組合の運営に関する経費に対する構成団体負担負担金でございます。

節2低所得者保険料軽減負担金は、低所得の被保険者に対する軽減措置を構成団体が負担したものでございます。

款2国庫支出金、款3県支出金につきましては、低所得者保険料軽減負担金として国と県が負担したものでございます。

款4繰入金につきまして、節1介護保険特別会計繰入金は、令和4年度の低所得者保険料軽減構成団体負担金精算分として、構成団体へ返還するため、特別会計より繰り入れたものでございます。

節5繰越金につきましては、令和4年度決算に伴う歳入歳出差引額であり、一般会計繰越金でございます。

以上、歳入合計1億271万793円となっております。

続きまして、31ページ、32ページをお願いいたします。

歳出につきましては、一般会計は、款 1 運営費のみで、当組合の規約等に基づく組合の管理運営に関する経費、具体的には、議会運営、監査、情報公開審査会、出納事務、法令の整備等の経費でございます。

節 1 報酬は、組合議員 13 名、監査委員 2 名、情報公開審査会委員 5 名の報酬でございます。

節 2 給料は、管理者 1 名、副管理者 3 名の特別職給与でございます。

節 3 職員手当等は、総務課職員の時間外勤務手当と管理職手当でございます。

節 4 共済費は、公務災害補償等組合負担金、職員福利厚生費などでございます。

節 8 旅費は、組合議会、決算監査等の出席費用弁償費でございます。

節 10 需用費から節 13 使用料及び賃借料につきましては、主に消耗品費、印刷製本費やパソコンリース料などの事務的経費でございます。

節 22 償還金利子及び割引料は、令和 4 年度決算に伴う負担金の精算による構成市町への返還金でございます。

節 27 繰出金は、低所得者保険料軽減繰出金として、国、県、構成団体が負担した額を、一般会計から介護保険特別会計へ繰出し、保険給付費等の財源としたものでございます。

歳出合計は、1 億 2 4 0 万 2, 8 2 0 円となっております。

以上で、令和 5 年度一般会計決算の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈議長

はい。

それでは、決算審査の結果について、平野達也監査委員から報告を求めます。

平野議員（監査委員）

議長。

松隈議長

平野監査委員。

平野議員（監査委員）

決算監査の報告をいたします。

去る 7 月 10 日に、令和 5 年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算審

査が行なわれました。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果、適正に処理されているものと認められました。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。

以上で決算審査報告といたします。

松隈議長

はい、ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第10、議案第14号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

槇介護保険課長。

槇介護保険課長

ただいま議題となりました、議案第14号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

決算書の1ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済額106億4,887万7,440円、不納欠損額630万5,074円、収入未済額1,626万3,483円となっており、予算に対する収入比率は101.4%となっております。

歳出につきましては、支出済額、101億6,432万9,300円、執行率96.8%、不用額3億3,385万8,700円となっております。

14ページに、款別の歳入歳出額並びに歳入歳出差引額を記載しており、歳入歳出差引額は、4億8,454万8,140円となっており、全額、令和6年度への繰越金となっております。

37ページ、38ページをお願いいたします。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書でご説明させていただきます。

歳入の、款1保険料は、65歳以上の方の介護保険料で、全体の収納率は99.07%で、前年度より0.23ポイント高くなっております。

款2分担金及び負担金は、介護給付、地域支援事業などに要する諸経費に対し、組合構成市町にご負担していただいている負担金でございます。

39ページ、40ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、介護給付費のうち、施設介護給付費と居宅介護給付費で国が負担した金額でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、後期高齢者加入割合等に応じて国から交付されたものでございます。

目2と目3の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の地域支援事業に対し、国から交付を受けたものでございます。

41ページ、42ページをお願いいたします。

目4保険者機能強化推進交付金は、国が保険者の高齢者自立支援や重度化防止に関する取り組みを評価し、さらに推進することを目的として交付したものでございます。

目5介護保険保険者努力支援交付金は、保険者の介護予防健康づくりに関する取り組みを国が評価し、さらに推進することを目的として交付したものでございます。

目 6 特別調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に対する財政措置でございます。

目 7 介護保険事業費補助金は、介護保険の報酬改定に伴うシステム改修事業費補助金でございます。

次に、款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金は、40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者の保険料でございます。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金は、介護給付費のうちの施設介護給付費と居宅介護給付費で県が負担したものでございます。

項 3 県補助金は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の地域支援事業に対し、県から交付を受けたものでございます。

43 ページ、44 ページをお願いいたします。

款 8 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金は、保険料の財源不足を補填するための基金ですが、保険給付費の減額により、財源不足がなかったため、繰入額はございませんでした。

項 2 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、低所得者の保険料負担の軽減のため、一般会計より繰り入れたものでございます。

款 9 繰越金は、令和 4 年度の歳入歳出差引歳入歳出決算差引額でございます。

45 ページ、46 ページをお願いします。

款 10 諸収入、項 4 雑入、目 2 第三者納付金は、交通事故などの第三者行為により介護状態となり、介護サービスを利用した場合の費用について、損害賠償金として、損害保険会社へ講演を通じて求償したもので、目 3 返納金は、基準を満たしていないケアプラン作成に対する介護給付について、返還を求めたものでございます。

以上、介護保険特別会計収入済総額 106 億 4,887 万 7,440 円となっております。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

47 ページ、48 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の節 1 報酬から節 4 共済費までの主なものは、介護保険運営協議会などの委員報酬、職員の時間外手当並びに会計年度任用職員の人件費などでございます。

49 ページ、50 ページをお願いいたします。

節 12 委託料の主なものは、介護保険システム維持管理業務委託料や自治体標準化システム導入関係委託料でございます。

節 13 使用料及び賃借料の主なものは、介護保険システム、財務システムその他機

器の賃借料や使用料などがございます。

節 1 4 工事請負費は、事務所の空調換気設備等の改修工事でございます。

目 2 賦課徴収費は、保険料の賦課徴収のための事務的経費で、会計年度任用職員に対する人件費やパンフレット代等の需用費、郵便料、保険料当初賦課封入作業委託料、事務機器等のリース料などがございます。

5 1 ページ、5 2 ページをお願いいたします。

目 3 保険給付費事業支給費は、国保連合会との介護保険サービス給付事業事務に係る事務的経費でございます。

目 4 地域密着型サービス事業費は、地域密着型サービスの運営に係る事務的経費でございます。

5 3 ページ、5 4 ページをお願いいたします。

項 2 介護認定審査会費、目 1 介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員の報酬及び旅費、また、認定審査システムの保守委託料及び、賃借料などの事務的諸経費でございます。

目 2 認定調査等費は、介護認定に要する認定調査員などの会計年度任用職員の人件費、主治医意見書手数料、外部委託の訪問調査委託料などの介護認定調査に係る諸経費でございます。

5 5 ページ、5 6 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費は、介護保険サービス利用に伴う保険給付に要する経費で、令和 4 年度と比べ 1. 5 % 増の 8 7 億 5, 4 5 7 万 5, 6 7 3 円となっております。

項 1 介護サービス等諸費は、要介護者の介護保険サービス利用に伴う保険給付費で、令和 4 年度と比べ 1. 2 % 増の 8 0 億 8, 4 7 1 万 7, 9 8 7 円となっております。

給付費の主なものとして、目 1 居宅介護サービス給付費は、令和 4 年度と比べ 1. 3 % の増となっております。

目 3 地域密着型介護サービス給付費は、令和 4 年度に比べ 2. 5 % の増となっております。

目 5 施設介護サービス給付費は、令和 4 年度に比べ 0. 3 % の増となっております。

5 7 ページ、5 8 ページをお願いいたします。

項 2 介護予防サービス等諸費は、要支援者の介護保険サービス利用に伴う保険給付費で、令和 4 年度と比べ 8. 6 % 増の 3 億 3, 9 6 2 万 3, 4 5 3 円となっております。

項 3 高額介護サービス等費は、一月当たりの利用者負担が負担限度額を超えた部分をサービス費として支給したものでございます。

59 ページ、60 ページをお願いいたします。

項4 高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療費と介護費の利用者負担が、負担限度額を超えた部分をサービス費として支給したものでございます。

項5 特定入所者介護サービス等費は、低所得入所者に対し、施設入所の居住費や食費等の負担軽減分を給付するものでございます。

次に、款3 地域支援事業費は、高齢者の介護予防や地域での生活自立支援を目的とした事業で、令和4年度と比べ3.3%増の6億4,515万2,821円となっております。

61 ページ、62 ページをお願いいたします。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、通所事業、生活支援事業）につきましては、要支援者または介護認定を受けていないが、基本チェックリストにより、介護予防、生活支援が必要とされた高齢者への事業費でございます。

節12 委託料の通所型サービスC事業所委託料につきましては、要支援者の機能回復を目的とした短期集中リハビリでございます。

また、構成市町委託料につきましては、鳥栖市では配食サービス、基山町では住民による通所サービスなどを実施しております。

なお、みやき町と上峰町につきましては、一般介護予防事業の委託料の構成市町委託料にその分の予算を配分して実施されております。

節18 負担金補助及び交付金につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費負担金として、訪問型サービス及び通所型サービスの保険給付に相当する分を負担するものなどでございます。

目2 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援事業）の主なものは、介護予防に向けたケアプラン作成に係る給付費でございます。

項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費につきましては、65歳以上の高齢者を対象に、介護予防事業を実施するための経費で、専門職の会計年度任用職員の人件費などの事務的経費及び構成市町委託料でございます。

63 ページ、64 ページをお願いします。

項3 包括的支援事業・任意事業費、目1 包括的支援事業費は、7ヶ所の地域包括支援センターに要する経費で、会計年度任用職員の人件費や需用費、役務費などの事務費及び地域包括支援センターへの業務委託料などでございます。

65 ページ、66 ページをお願いいたします。

目2 任意事業費は、介護事業所の給付適正化、家族介護支援、高齢者の地域におけ

る生活支援などに要する経費で、会計年度任用職員の人件費や需用費、役務費などの事務費、構成市町への委託料などでございます。

６７ページ、６８ページをお願いいたします。

目３地域ケア会議推進事業費は、高齢者の自立支援のための個別ケースの課題解決を検討する地域ケア会議の事務費で、医療・介護専門職の講師謝金や需用費でございます。

目４在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の関係機関の相談窓口の設置と連携強化の体制整備を推進するための事務費や鳥栖三養基医師会への委託料などでございます。

目５生活支援体制整備事業費の主なものは、生活支援コーディネーターを構成市町や地域包括支援センターに配置する委託料でございます。

６９ページ、７０ページをお願いいたします。

目６認知症総合支援事業の主なものは、相談支援を担う認知症地域支援推進員を構成市町や地域包括支援センターに配置する委託料でございます。

款４保健福祉事業費、項１保健福祉事業費、目１保険福祉事業費は、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止、給付適正化に必要な取り組み及び人材の確保に要する経費でございます。

７１ページ、７２ページをお願いいたします。

款５基金積立金、項１基金積立金、目１介護給付費準備基金積立金は、介護保険事業特別会計において発生した保険料の余剰金や利息などを積み立て、介護給付費の財源不足に対して取り崩して充当するために設置した基金への積立金でございます。

積立額の内訳は、令和４年度決算に伴う保険料の余剰金、また、２月定例会での事業費の減額に伴い、財源となっていた保険料の余剰金を積み立てたものでございます。

目２介護保険円滑運営基金積立金は、介護保険事業の円滑な運営のために事務的経費に充てるもので、利息分のみを積み立てております。

款７諸支出金、項１償還金利子及び還付加算金、目１第１号被保険者保険料還付金は、過年度分の介護保険料関係でございます。

目２償還金は、令和４年度分の構成団体負担金及び国庫補助金等の返還金でございます。

項２繰出金は、令和４年度の低所得者保険料軽減負担金の構成団体負担金の精算金でございます。

以上、介護保険特別会計支出済総額１０１億６，４３２万９，３００円となっております。

続きまして、基金についてご説明いたします。

８３ページをお願いいたします。

高額介護サービス費等支払資金貸付基金につきましては、高額介護サービス費の支給が見込まれる被保険者に対し、費用を支払うための資金を無利子で貸し付ける制度でございますが、令和５年度中の増減はございませんでした。

次に介護給付費準備基金は、保険給付費の財源不足が生じた際取り崩して充当するためでございます。

前年度末、残高９億１，２７１万２，４４２円、今年度１億９，７１７万１，５９２円を積み立て、取り崩し額は０円となりました結果、令和５年度中増減高１億９，７１７万１，５９２円、年度末現在高１１億９８８万４，０３４円となっております。

介護保険円滑運営基金は、介護保険事業の円滑な運営のため事務的経費に充てるもので、令和５年度は利息分１６７円を積み立て、年度末現在高４２３万２，３２９円となっております。

以上で、議案第１４号、令和５年度鳥栖地区広域市町村圏組合保険特別会計決算についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈議長

はい。

それでは、決算審査の結果について、平野達也監査委員から報告を求めます。

平野議員（監査委員）

議長。

松隈議長

平野監査委員。

平野議員（監査委員）

去る７月１０日に、令和５年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算審査を行いました。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は、地方自治法と関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果が適正に処理されているものと認めます。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。

以上で、決算審査報告といたします。

松隈議長

はい、ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

鳥栖地区広域市町村圏組合歳入歳出決算書56ページに、保険給付費の不用額として2億3,915万6,327円とありますが、この不用額と、それから今までの不用額などを積み立てた介護給付費準備基金について、ちょっと私の意見を言います。

今、申し上げたように歳出の保険給付費の不用額が2億3,915万6,327円となっておりますね。

それが介護給付費準備基金に積み立てられて、積立金が大きくなっているということだと思います。

具体的に言うのですね、決算年度末現在高、これは説明もあったかと思いますが、第8期介護保険事業計画で予定していた、各年度の繰り入れもなかったのもので、11億988万4,034円まで膨れ上がってます。

前年度が、9億1,271万2,442円でした。

さらに加えて、先ほどの令和6年度介護保険特別会計補正予算の1億3,983万3,000円を加えますので、なんと、補正後では、介護給付費準備基金が、12億4,971万7,034円となります。

ここまで、介護給付費準備基金の額が膨れ上がったのは、今回が初めて、つまり、最高額じゃないかと言われていきます。

そこで、お尋ねですけれども、これは決して、令和5年度決算だけの問題ではなくてですね、近くで言えば第8期介護保険事業計画の事業とそれの前の事業計画からずっと来とるわけですけど、その事業計画における給付費の見積もりが、厳しい言い方で

すけど甘かった。その結果ではないのか、私は思ってるんですが、いかがでしょうか。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

第8期介護保険事業計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を想定した指針となっておりますので、給付費の見積もりと決算額の差が大きくなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

見積もりが甘かったということについて、お答えはありませんでしたけども、今、新型コロナウイルス感染症のことを言われましたけどね、このコロナはちょっと調べてみたら、安倍政権のときの令和2年4月7日に、緊急事態宣言を出してるわけですね、令和2年ですね。

そして、第8期事業計画は、令和3年以降ですから、私は、これは第8期の事業計画に織り込むことは可能ではなかったかと思います。

何か質問すると、新型コロナウイルス感染症が想定できてなかったから、給付減になったみたいなことを、ざっくり言えばですよ、他にも要因はあったかと思いますが、果たしてそうだったのかなっていう感じがします。緊急事態宣言は令和2年4月7日です。

それでですね、何でこれをもうしつこくしつこく言うかという結局、介護保険の

保険料はですよ、保険者が、3ヵ年でこれだけの給付サービスが必要ですので、それに見合った保険料をくださいと所得に応じてお願いしてるわけですね。

なのにですよ、これだけ給付費がかかるからって言っていたのが、第8期介護保険事業計画だけではないですけど、今、12億幾ら貯まっているわけですね。

そうすると、これだけかかるからと保険料をいただいているのに、実際は、そういうサービスをしなかったではないですが、見積もりきれなかったということです。

その結果が、基金となって出てきてるわけですから、いつも言ってますけど、介護保険の保険料は、余ったからといってこの3ヵ年は固定されてるんで、途中で返すことはできないわけですよ、安くすることができないじゃない。

ここのところが、一番のポイントっていうか、問題じゃないかと思うんですよ。

だからそのところ、そういうことがあるので、特に、介護保険事業計画を策定するにあたっては、しっかりと事業量を見込む、まずは、それが一番大事なことじゃないかなということを、今年も申し上げておきたいと思います。

以上です。

松隈議長

ご意見ですか。

成富議員

はい。

松隈議長

他にございますか。

樋口議員

議長。

松隈議長

樋口議員。

樋口議員

はい。

まずもって、事前に通告をしておりませんので、質疑の許可をご承認いただきたい

んですが。

樋口議員

ありがとうございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合歳入歳出決算書 37 ページ、38 ページをお願いします。

介護保険料についてですけど、備考欄の過誤納金還付未済額について、ご説明をお願いしたいと思います。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

過誤納金還付未済額につきましては、年度末における保険料の減額などにより、出納閉鎖期間内に還付が日程的にできないものについて、調定として残ったままになりますので、その分について、過誤納金として決算の中で処理するものです。

翌年度に、歳出金として還付処理をする形になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

樋口議員

議長。

松隈議長

樋口議員。

樋口議員

はい。発生した理由っていうのはわかりました。

今の説明、これは想定というか、いつもこういうふうになるってことですか。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

はい。毎年この分については計上をさせていただいております。

樋口議員

議長。

松隈議長

樋口議員。

樋口議員

であれば、予防対策と言ったらおかしいですけど、この金額ができるだけ抑えられるような、そういうお考えとか、ご検討っていうのをされたことがあるのか、あるのであればその中身を教えていただきたい。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

はい。この事務処理についてはその都度、所得の申告とかですね、そういったものに基づいて減額などが随時発生してまいりますので、可能な限り出納閉鎖期間内に還付をしたいが、日程的に、5月の処理とかになって参りますと、還付できないものですから、その分がこういった形で残ってしまいますので、可能な限り、早く歳入金の中で還付したいというのが私たちの考えでございますが、やむを得ず、どうしても日程的に被保険者口座に入金できなかったものとしてこの分があっております。

ただ、できる限り早く、還付ができるようにということで事務処理についてはいつも考えておりますので、日程的なものとかを考慮しながら、これからも検討していきたいと考えます。以上です。

樋口議員

議長。

松隈議長

樋口議員。

樋口議員

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

松隈議長

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合特別会計決算認定については、原案のとおり決しました。

松隈議長

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和6年8月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

おつかれさまでございました。

(14:25閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 松隈清之

議員 成畠牧男

議員 工藤絵美子